

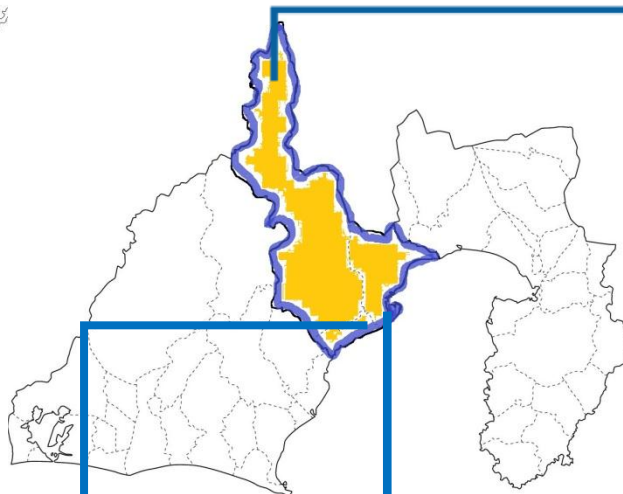


地方分権改革を推進する静岡市の取組



静岡市企画局 企画部長 木村 精次

1 静岡市の概要



南アルプス

市域の約8割が中山間地



久能山東照宮



大道芸ワールドカップ



三保松原



プラモデル



お茶



サクラエビ

項目	値	政令指定都市 (20市) における順位
人口 (H22国調)	716,197	19
面積 (km ²)	1,412	2
林野面積 (km ²)	1,071	1
平均気温 (°C)	16.9	2
昼夜間人口比率	103.3	7

2 地方分権を推進する静岡市の取組

(1) 団体自治の充実

- ① “都会と自然が共存する新たな政令指定都市” 誕生までの取組
- ② “しずおか型特別自治市” 実現への取組

(2) 住民自治の充実

- ① “市民自治によるまちづくり” への取組
- ② “官民連携によるまちづくり” への取組



3 “都会と自然が共存する新たな政令指定都市” 誕生までの取組

- (1) 静岡県中部5市5町による「政令指定都市研究会」の設置（平成3年）
- (2) 静岡市（47万人）と清水市（24万人）の合併（平成15年）
 - 国の「市町村合併支援プラン」に「政令指定都市の指定の弾力化」が登載される。（平成13年）
- (3) 政令指定都市へ移行（平成17年）



4 “しずおか型特別自治市” 実現への取組

- (1) 静岡市と浜松市で「特別自治市」に係る研究会を立ち上げ（平成23年）
- (2) 「特別自治市」について、
静岡県と静岡・浜松両市が協働した取組を開始（平成24年）
- (3) 静岡県と静岡・浜松両市が、
“しずおか型特別自治市” 制度骨子を策定・公表（平成25年）



【 “しずおか型特別自治市” 】

⇒警察（道路交通行政に係るものを除く）に代表される真に広域的な事務を除く、地方が担うべき事務を担う基礎自治体。

5 市民自治によるまちづくり実現への取組



(1) 市民自治によるまちづくりのための「憲法」の制定

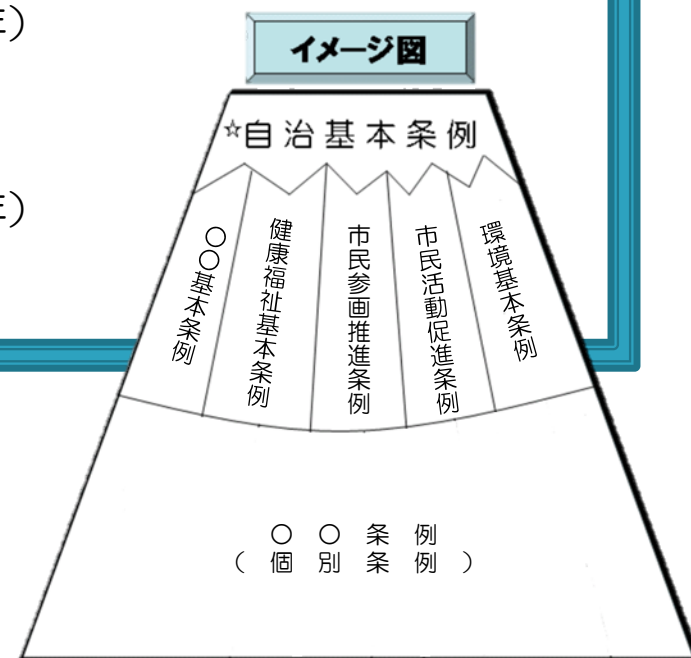
○「静岡市自治基本条例」(平成17年)

(2) 市民が市政に参画するためのルールを定める条例の制定

○「静岡市市民参画の推進に関する条例」(平成19年)

(3) 市民活動を促進する条例の制定

○「静岡市市民活動の促進に関する条例」(平成19年)



6 官民連携によるまちづくり実現への取組

官民連携により人口増加策を推進することで地域活性化の実現を目指す

↳ 「官民連携地域活性化会議」

- 官民連携 (thinkタタ⇒doタタ) で地域活性化プロジェクトを推進
- 民間の役割＝事業主体
- 市の役割＝民間が事業を進めやすい環境を整える＝**規制緩和**など

官民連携プロジェクト 例
「農産物を活用した循環型6次産業の創出」

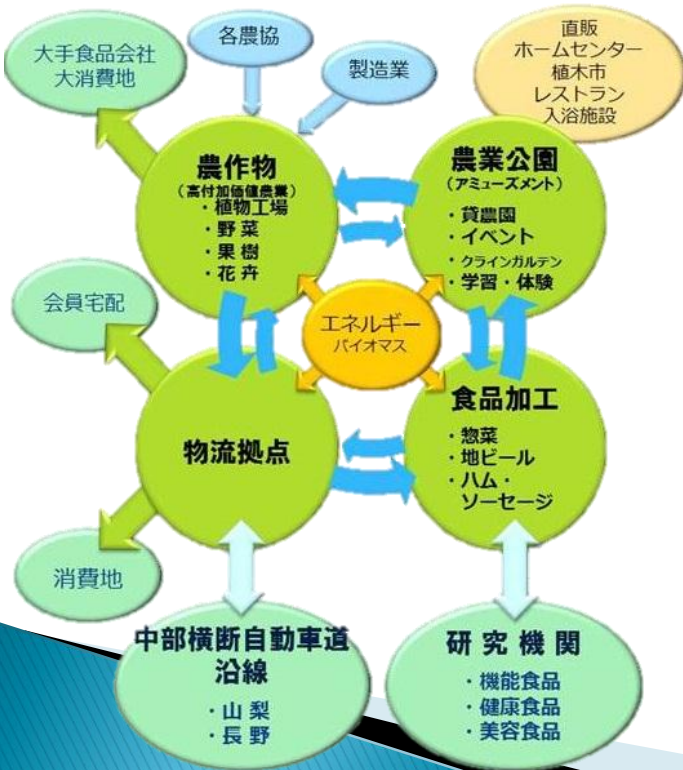


市域の約8割が中山間地で占められており、平地が少ない

⇒現在では、活用できる平坦な一団の土地は、**農用地区域内**に限定されている。



「植物工場」「農家レストラン」「地元農産物を活用した食品加工場」など、6次産業化を推進しようとしても、大臣許可・協議等が必要で、迅速な事業推進ができない可能性



【静岡市 平成26年度国に対する提案・要望】
市が地域の実情に応じた独自の判断のもと、地域活性化策を推進できるよう、次期一括法に、農業振興地域の指定・変更や農地転用に係る事務・権限の移譲に係る条項を加えること

【国家戦略特区の提案】
愛知県・三重県・岐阜県・静岡県・名古屋市・浜松市とともに、「アグリ・フロンティア創出特区」を、国家戦略特区として、国に提案